

第 17 類 糖類及び砂糖菓子

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
ココアを含有する砂糖菓子（第 18.06 項参照）
第 29.40 項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品
第 30 類の医薬品その他の物品

号注

- 1 第 1701.11 号及び第 1701.12 号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する砂糖をいう。

備考

- 1 この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。
- 2 号注 1 の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。